

海外

米州諸国

◆米国、公定歩合を再引下げ

連邦準備制度理事会は12月21日、ニューヨーク連銀等傘下11地区連銀が公定歩合を0.5%引下げ8.0%とし、24日から実施することを承認した旨発表した(残るアトランタ連銀は12月24日に承認を得て即日実施)。

今回の措置は11月21日の引下げ(9.0%→8.5%)に続くものであり、この結果公定歩合は78年10月以来の低水準となった。

今回の措置に関し、同理事会では「短期市場金利と公定歩合とのより適切な調整を狙ったものであり、また、本年央以降の経済活動の鈍化、商品市況の落着きおよびドル相場の堅調地合なども考慮したものである。なお、M₁、M₂とも長期的な望ましい目標範囲にはとどまっているものの、M₁についてはここ数か月比較的低い伸びとなっている」とコメントしている。

◆カナダ政府、新外資法案を議会に提出

カナダ政府は12月7日、現行の外国投資審査法(FIRA)を廃止し、外国資本の進出規制の緩和を目指した「カナダ投資法案(Investment Canada Act)」を下院に提出した。

その概要是以下のとおり。

(1) 外国投資審査庁(Foreign Investment Review Agency)に代えてカナダ投資庁(Investment Canada)

を設置する。同庁の主たる任務は、外国資本のカナダ進出について審査を行うことのほか、海外に対しカナダへの投資を働きかけていくこととする。

(2) 外国投資家による(イ)企業新設については原則として

審査対象から除外、(ロ)既存企業の買収については被買収企業の総資産が5百万カナダ・ドル以下の場合は審査不要とする。ただし、いずれの場合も、カナダの文化的遺産等に甚大な影響を及ぼす分野への投資は従来通り審査対象とする。

(3) 審査対象案件については、カナダ投資庁が審査に基づいて政府に認可の是非につき勧告を行い、これに基づいて地域産業振興相が最終的な認可の決定を下すこととする(現行法では、内閣が決定権を有していた)。

本法案提出に際して、スティvens地域産業振興相は、「本措置は、外国資本の導入による民間投資の促進を通じてカナダ経済の活性化および雇用創出を図ることを狙いとしたものであり、これにより現行法上審査対象案件となっているものの約9割が審査不要となる見通しだある」とコメントしている。

欧洲諸国

◆E C首脳会議開催

E C加盟各国首脳(E C委員長を含む)は84年12月3日および4日の両日、アイルランドのダブリンにおいて同年第3回目の首脳会議を開催し、スペイン・ポルトガル加盟問題を中心に討議した。本会議における主要な合意事項は以下のとおり。

1. スペイン・ポルトガル加盟問題^(注)

- (1) 既定方針どおり86年1月1日に両国の加盟を実現する。
- (2) 両国加盟に伴うワインの供給過剰を防ぐため、現行の助成策を見直す(ワイン産業の設備投資に対する補助金給付の厳格化<質的向上に資する設備投資のみに限定>、大幅な供給過剰が生じた際は強制的に工業用アルコールに転換させ在庫を削減させる)。

(注) ギリシャは本件に関し、「地中海沿岸地域の開発助成に関する包括的合意が得られるまで態度を保留する」旨表明。

2. 経済・社会問題

- (1) 職業訓練の拡充や労働市場流動化の促進等労働政策の見直し
- (2) 工業製品の規格統一等による域内市場統合の強化
- (3) E C Uの役割拡大およびEMSの強化
- (4) 技術革新の促進によるE C産業の競争力強化

◆ブンデス銀行、85年の中央銀行通貨量目標増加率を公表

1. ブンデス銀行は、12月13日の定期中央銀行理事会において85年の中央銀行通貨量の目標増加率(85年第4四半期の前年同期比)を前年(4~6%)より1%引下げ3~5%とする旨決定、発表した。

2. 本件に関する同行の説明は以下のとおり。

- (1) ブンデス銀行は、85年も現在の物価安定基調を維持するとともに、実体経済の力強い成長を金融面から

可能にするような通貨量の拡大に努める方針であり、そのためには中央銀行通貨量の目標増加率を3~5%とすることが適当と判断した。

(2) 85年の目標値の引下げは、金融政策スタンスの変更ないし引締め政策の導入を意味するものではない。本目標値は最近数か月の平均増加率(+4.5%)に沿ったものである。

(3) 本目標値は、85年の名目潜在成長力を4%(第4四半期の前年同期比)と予想し、これを基準に上下1%ずつ幅をもたせたものである^(注)。ここ数年の通貨量目標値は実体面の経済活動の停滞に比してかなり緩目(recht weit geschneidert)のものであった点を勘案すれば、本目標の下でも物価安定下で潜在成長力を上回る経済成長は十分実現可能と判断している。

(注) 昨年までは目標値の説明に際して「避けがたい物価上昇率」と「実質潜在成長率」といった概念を用いていたが、今回はこれを改め「名目潜在成長率」という概念を使用。

(4) 西ドイツ経済は現在インフレなき成長という目標をほぼ達成したといえる状況にある。もっとも先行きについては最近のマルク安に伴い物価安定に対する新たな懸念が生じつつあり必ずしも楽観できる状況ではないことから、ブンデスバンクとしては今後とも物価安定持続のため必要なあらゆる措置を講じていく方針である。

西ドイツ中央銀行通貨量の推移

—第4四半期の前年同期比

81年	82年	83年	84年	85年
目標値+4~7%	+4~7%	+4~7%	+4~6%	+3~5%
実績値+ 3.5%	+ 6.1%	+ 7.0%	+ 4.6%	

◆西ドイツ、新信用制度法の成立

1. 西ドイツ連邦議会および参議院は、それぞれ12月6日と同20日に信用制度法改正法案(Drittes Gesetz zur Änderung des Gesetzes über das Kreditwesen)を可決した。この結果同法は85年1月1日より施行されることとなった。

今回の改正は、金融機関経営をめぐるリスクが増大しつつある状況に対応するため^(注)、①金融機関に対する監督体制を強化するとともに、②金融機関の自己資本充実や与信リスクの分散を促進することを目的としたものである。

(注) 79年のゲスラー委員会答申以降、大蔵省、銀行監督局、

ブンデスバンク等を中心に検討が進められてきたが、これまで業態間の利害対立や政権交代等が障害となり実現に至らなかった。しかしながら、近年における東欧諸国等での債務累積問題の深刻化や海外子会社を利用した規制回避を図る動きの活発化などを背景として銀行経営の健全性問題が改めてクローズアップされてきたことが一つの契機となって具体化するに至ったもの。

主な改正内容は以下のとおり。

(1) 子会社との連結ベースでの規制適用^(注1)

出資比率40%以上ないし実質的に経営を支配している子会社(海外子会社、不動産抵当銀行、リース会社、ファクタリング会社等)を有する金融機関に対し比例連結バランスシートの作成を法的に義務付け(但し完全実施までの経過期間は10年)、これをベースに融資総額規制等信用制度法上の各種規制^(注2)を適用する。

(注1) 本措置は、83年6月のEC閣僚理事会における合意(EC各国は今後2年以内に連結決算ベースでの金融機関監督規制を導入すること)に沿ったものである。

(注2) 信用総額規制(融資総額は責任自己資本×資本金プラス準備金>の1.8倍を限度とするとの規定)等信用制度法基本準則(Grundsätze über das Eigenkapital und die Liquidität der Kreditinstitute)上の各種規制。

(2) 責任自己資本の定義を改正

①金融機関が発行する亨益權付証書(Genusschein、一定期間配当支払が保証されるが、議決権は有しないもの)につき一定の要件(通常の債務より弁済順位が劣後し、かつ償還期間5年以上、残存期間2年以上等)を満たす場合に限り、責任自己資本総額の25%を限度として新たに責任自己資本として認める。

②従来から信用組合に限って認めてきた組合員の追加出資責任(Haftsummenzuschlag、組合員が実際に払込んでいないが必要な場合には追加的な出資義務を負っているもの)の責任自己資本への算入限度を今後10年間で現行の払込済自己資本(払込済出資金プラス準備金)の50%から25%まで引下げる。

(3) 大口融資規制の強化

①金融機関の大口融資(1件当たり融資額が責任自己資本の15%を超えるもの)については、当該金融機関の子会社(出資比率50%以上)との連結ベースで責任自己資本の50%を限度とする(従来の限度は単独決算で責任自己資本の75%)。

②融資額算定にあたっては、新たに④融資先の子会社(出資比率50%以上)に対する融資額および、④リース債権も加える。

(4) 金融機関の投資に対する規制強化

他企業への資本参加や不動産投資等金融機関の「投資 (Anlagen)」に対する規制(合計額が責任自己資本を超えないこと)を次のように強化する。

①「投資」の対象として新たに営業用設備 (Betriebs und Geschäftsausstattung、但しリースは除く) を加える。

②同規制の対象となる「資本参加」の定義を出資比率10%以上のものとする(従来は同25%)。

③上記「資本参加」に係る規定を「他企業に対する参加 (Beteiligung)」から「他の金融機関および企業に対する持分所有 (Anteilsbesitz)」に改め、資本参加に伴う有価証券投資も「投資」に含まれる旨明確化する。

(5) 特に定めない限り新規制完全実施までの経過期間は6年。

◆フランス政府、CDの創設を発表

1. フランスのベレゴボワ経済財政予算相は12月5日、85年初以降金融機関に対してフラン建ておよび外貨建てCD (certificat de depot、譲渡性預金証書) の発行を認める旨発表した^(注)。政府の構想の概要は次のとおり(具体的な細目については、今後金融当局・市場関係者との協議を通して決定する予定)。

(注) フランスでは、従来から個人を対象に小口の譲渡性預金証書(bon de caisse、金利は規制対象)が発行されているが、今回認められるCDは企業を主たる対象とし、最低額面金額もかなり大口となる見込み。

(1)発行開始時期……85年初の数か月以内

(2)発行規模…………漸進的に拡大

(3)利回り…………債券市場の混乱を避けるため、税引き後の運用利回りは当面債券・短期債券投信(SICAV、近年伸長著しい証券投資信託<会社型、オープン・エンド方式>)より低目に設定。

2. 本措置につきベレゴボワ経済財政予算相は、「債券市場と金融市场との相互関係の緊密化を狙ったもの。CDの創設に伴い、企業にとって余剰資金を流動性に富む高利回り商品に運用することが可能となるほか、金融機関の資金調達手段も拡大しよう」とコメントしている。

◆フランス銀行、新貸出準備制度を発表

1. フランス銀行は12月6日、新貸出準備制度を85年1月1日以降実施する旨発表した。本件は、先にベレゴボ

ワ経済財政予算相が現行貸出準備制度の改訂方針を打出し(11月号「要録」参照)、これに基づいてフランス銀行、経済財政予算省、市中金融機関の間で交渉が行われ、今般その具体的な内容がまとまったものである。なお、本制度の実施に伴い、現行の直接貸出規制(encadrement du credit、貸出準備率高率適用制度)は廃止される。

新制度の概要は以下のとおり。

(1) 貸出準備率適用対象貸出

居住者(ただし中央政府を除く)に対するフラン建て債権残高(貸出および証券投資)から次の長期安定原資残高を控除したもの(以下これを「対象貸出残高」と略称)。

①非金融機関に対する債券発行残高

②資金金、資本準備金、参加証券^(注)発行残高等の合計額から固定資産等を差し引いたものの1.5倍

(注) titre participatif. 国営企業および共同組合にのみ発行が認められている議決権のない優先株式。

(2) 所要準備率の算定方式

① 所要準備率は四半期毎に以下の公式により算出(対象貸出残高の増加に伴って所要準備率が累進的に高くなるかたち)。

$$Y = 0.2X(X + 2)$$

Y = 所要準備率(%)

X = 対象貸出残高の前年比増加率^(注)(%)

(注) 預貸状況につき月次報告義務を負う金融機関については各四半期平残の前年比、その他金融機関(預貸状況につき四半期毎に報告義務を負う)については各四半期末残の前年比。なお、輸出・設備投資・住宅に係る一部貸出については増加額の30%を控除。

なお、 X がゼロ以下の場合ないし算出された Y の値が0.1以下の場合には $Y = 0.1$ を適用。

② 実際の準備積立額は上記①に基づいて算出された所要準備積立額(対象貸出残高×所要準備率)から350万フランを控除したものとする。

(3) 準備積立期間

準備預金の積立は、当該四半期初月の26日から翌四半期初月の25日までの平残ベースで行う(いわゆる同時積立方式<従来は1か月単位の後積み方式>)。

(4) 準備不足に対する罰則

準備不足に対しては罰則金利(コール翌日もの月中平均金利+3%)による過怠金を徴求。なお、準備不足が恒常的ないし故意に行われたと判断される場合は、最高日歩0.1%の罰則金利を適用。

(5) 預金準備制度

預金準備制度に係る準備積立期間および準備不足に対する罰則については、新貸出準備制度に則して改める。

2. 新貸出準備制度の狙い等につきカンデッシュ・フランス銀行総裁は以下のとおりコメントしている。

(1) 新制度は、①貸出規制のメカニズムをより弾力的なものとしてマネーサプライのコントローラビリティを高め、同時に、②金融機関相互の競争促進、③金融秩序の確保をも狙ったものである。

(2) 新制度下では、貸出増加率が高くなればなるほど所要準備率が貸出増加を抑止するよう累進的に上昇するため、各金融機関は自行の貸出状況を十分に管理することが必要となろう。また準備積立期間を従来の月次ベースから四半期ベースに変更することとしたのは、各行の貸出管理をより容易にするためである。

(3) 従来の後積み方式に代えて、同時積立方式を採用したのは、通貨創造と準備積立てとの間の時間のずれを狭めるためである。

(4) 新制度は現行制度に比べかなり簡素なものとしたが、これは長期安定原資、とくに自己資本の充実を促すことを狙ったものである。

(5) 新制度導入にあたっては金融機関側から示された要望をかなり取入れたが、さらに新制度実施後も必要に応じその内容手直しのため金融機関との協議を続ける方針である。

◆英国政府、85年度公共支出計画等を発表

1. ローソン英蔵相は11月12日、85年度(85年4月～86年3月)公共支出計画等を議会で発表した。それによると、85年度の公共支出総額は1,320億ポンド(前年度比+4.5%)とほぼ当初計画(1,321億ポンド、84年2月発表<59年4月号「要録」参照>)通りで対GDP比率は41%と84年度比1%ポイント低下する見通しとなっている。また、85年度の一般政府収支赤字は15億ポンド程度の減税実施を織込んで、厳しい歳出抑制によって84年度(実績見込み、85億ポンドの赤字)を下回るほか(第1表参照)、公共部門借入需要(PSBR)も当初計画どおりの70億ポンドにとどまる(84年度は炭鉱スト長期化に伴う財政支出増<15億ポンド>から85億ポンドに膨らむ見込み<当初計画70億ポンド>)と見込まれている。

2. 今次計画において支出額が当初計画比改訂されている主な項目は次のとおり。

(1) 通商関係費(当初計画比+2.3億ポンド)

(第1表)
一般政府(中央政府、地方公共団体)
収支見通し

(単位・億ポンド)

	84年度		85年度 (見通し)
	当初計画	実績見込み	
歳 入	1,385	1,400	1,485
歳 出	1,460	1,485	1,540
財 政 政 策 財 源	—	—	15
収 支 じ り	△ 80	△ 85	△ 70
P S B R	70	85	70
対GDP比率(%)	2.25	2.5	2.0

(注) 財政政策財源は将来の減税等の財源となるもの。また、歳出は利払費等を含むため公共支出計画額と一致せず、収支じりとPSBRも公営企業の市場および海外からの直接調達(PSBRに含まれない)により差違が生ずる。

輸出信用保証局(ECGD)による輸出業者等向け利子補給の増額等。

(2) 社会保障費(同+4.7億ポンド)

物価スライド制の適用に伴う給付額の増加、および身体障害者に対する社会保険支給額の5%カット措置の廃止等。

(第2表)

公共支出計画部門別内訳

(単位・億ポンド)

	84年 度 計画(改訂)	85年度	
	当初計画	今次計画	
国 防	170	181	181
海 外 援 助 等	22	24	26
農 林 ・ 水 産	23	22	23
通 商 、 産 業 、 雇 用 等	52	51	54
運 輸	35	37	33
住 宅	25	26	23
治 水 等	31	32	32
法 律 、 治 安 関 係	49	51	51
教 育 、 科 学 振 興	137	141	142
保 健 、 そ の 他 公 共 サ ー ビ ス	154	163	165
社 会 保 障	372	395	400
公 営 企 業 の 外 部 資 金 調 達 枠	18	11	13
資 産 売 却 (控 除 項 目)	△ 19	△ 20	△ 25
そ の 他 と も 計	1,263	1,321	1,320

(3) 運輸(同△3.7億ポンド)

ロンドン市交通部門の公営企業化に伴う補助金等の減少。

(4) 住宅関係費(同△3.1億ポンド)

公共住宅の民間への払下げ促進(住宅関係支出から売却代り金が控除される仕組み)等。

(5) 国有資産売却(同+5億ポンド、控除項目)

英國電信電話公社^(注)等国有企業の株式売却により5億ポンドの増額。

(注) 英國電信電話公社(B.T.)の第1回株式売却(30億株、総額39億ポンド)は84年11月28日(申込み締切日、取引開始は12月3日)に実施済み。

◆英國政府、85年経済見通しを発表

英國政府は11月12日、85年度公共支出計画等の発表と同時に85年経済見通しを公表した。本見通しの主要点は次のとおり。

(1) 景気……実質経済成長率は、炭鉱ストが84年末までに終結することを前提に、85年+3.5%と84年(+2.5%<炭鉱ストのマイナス効果1%ポイント>)を上回る見通し。需要項目別にみると、個人消費は所得税減税実施等に伴う実質可処分所得の増加から増勢が高まる公算。また企業の設備投資も堅調地合が続く見通し。しかしながら公共投資、住宅投資は伸び悩みないし小幅増にとどまるほか、輸出も世界貿易の増勢鈍化から伸びがスローダウンする可能性。この間在庫投資

英國の85年経済見通し

(前年比、単位：%)

	1983年 実績	1984年 実績 見込み	当初 見通し (84/3月)	1985年 見通し
実質GDP	3	2.5	3	3.5
個人消費	4.5	2	3	3
政府経常支出	2.5	1.5	0	1
総固定資本形成	4	7.5	6.5	3
在庫投資	0.5	△0.5	0.5	1
輸出	1	5.5	5	4.5
輸入	5.5	7.5	7	4
小売物価	4.6	4.75	4.5	4.5
経常収支 (年間、億ポンド)	25	0	20	25

(注) 実質GDP関係計数はすべて0.5%刻みで発表。在庫投資は寄与度(%ポイント)。小売物価は各年第4四半期の前年同期比。

は、84年の大幅取崩しのあと85年はモデストな積増しに転ずる見込み。

(2) 物価……緩やかな賃上げ、国際商品市況の軟調地合持続等から84年並みの4.5%程度の上昇率にとどまる見通し。

(3) 経常収支……84年は炭鉱ストに伴う代替エネルギー輸入の増加もあってほぼ収支トントンにとどまるが、85年は炭鉱スト終結により改善の見通し(25億ポンドの黒字)。

◆英國ロンドン手形交換所、メンバーシップ拡大等を決定

ロンドン手形交換所参加10行^(注)は12月11日、これまで極めて限定してきた同交換所のメンバーシップを拡大する旨決定、その手始めとしてかねてより懸案であったCitibank および Standard Chartered Bank の参加を85年内に認めることとした。

今回の決定内容はおおむね次のとおり。

(1) 交換件数が総交換件数の0.5%以上を占める金融機関(ないし潜在的にその可能性があると認められたもの)については交換所への加盟を認める。

(2) 銀行間の交換業務を包括的に監督する the Association for Payment Clearing Services を新たに創設する。同機関には、①交換業務に直接従業する金融機関(full member)のみならず②交換を full member に委託する金融機関(associate member、ただし full member と同等の発言権を有する)も参加する。なお associate member としては銀行のほか住宅金融組合も認める(この結果、associate member の数は400社程度になると見込まれている)。

(注) 英蘭銀行、the Committee of London Clearing Bankers 加盟6行(Barclays, NatWest, Midland, Lloyds, William & Glyh's, Coutts)および特殊金融機関3行(国民振替銀行(Girobank)、協同組合銀行(Co-op Bank)、中央信託貯蓄銀行(Central Trustee Savings Bank))。

◆スイス中央銀行、85年の通貨量目標値を公表

1. スイス中央銀行(以下SNB)は12月14日、85年の中央銀行通貨量^(注)の目標増加率を84年と同様年平均3%とする旨決定、発表した。

(注) 流通現金+中央銀行預け金

2. 本件に関し、同行が発表したプレスコミュニケの概要は以下のとおり。

「SNBは政府とも協議のうえ、85年の通貨量目標増加率を年平均3%とすることを決定した。なお84年の同

通貨量増加率は2.5%程度と目標レンジ以下の水準に収まる見込みである。

本目標増加率は景気回復持続のための十分な余地を与えると同時にインフレ抑制にも寄与しうると判断している。連邦政府およびS N Bはこれまでと同様安定政策を堅持していく所存である。」

スイスの中央銀行通貨量推移 一年平均前年比

	82年	83年	84年	85年
目標値	+ 3 %	+ 3 %	+ 3 %	+ 3 %
実績値	+ 2.6 %	+ 3.6 %	+ 2.4 % ^(注)	

(注) 84/1~11月平均の前年同期比

アジアおよび大洋州諸国

◆韓国政府、85年度経済運用計画を発表

韓国政府は12月10日、85年度(85年1月~12月)経済運用計画を発表した(下表参照)。同計画における主眼等は経済企画院によれば物価安定を基調とした安定経済成長の定着を図りつつ、経常収支の改善等により対外累積債務の増加を抑制することにあり、その実現のため金融引締め政策の堅持、貯蓄率の引き上げ(84年実績見込み26.5%→85年28.6%)、貨幣の抑制が必要とされている。この間、85年の1人当たりG N Pは2,135ドルと2,000ドル突破が見込まれている(84年実績見込み1,997ドル)。

85年度経済運用計画

	単位	84年実績見込み	85年計画
実質成長率	%	+ 7.5	+ 7.5
輸出(前年比・%)	億ドル	265(+21.7)	305(+15.1)
輸入(前年比・%)	億ドル	276(+23.9)	308(+11.6)
貿易収支	億ドル	△ 11	△ 3
経常収支	億ドル	△ 14	△ 5~7
対外債務残高	億ドル	<11月> 424	452
卸売物価(前年比)	%	+ 1.5	+ 1~2
消費者物価(前年比)	%	+ 2.5	+ 2~3
マネーサプライ<M ₂ >(当該年12月末の前年比)	%	<年初計画> + 11	+ 9.5

◆香港、預貸資金利を引下げ

香港銀行協会は12月24日、銀行預貸資金利の引下げを実

施した。これに合わせ英系主力2行(香港上海銀行、チャータード銀行)は同日プライム・レートを引下げた。本措置は最近における米国短期金利の低下を背景に採られたもの(8月以降6度目の引下げ)。

なお、新預貸資金利は次のとおり。

	一年利・%一	
普通預金	旧	新
定期預金	6.0	5.5
3か月	7.5	7.0
6か月	7.5	7.0
1年	7.5	7.0
プライム・レート	11.5	11.0

◆ニュージーランド、為替管理を一部緩和

1. ニュージーランド準備銀行は12月21日、為替管理を一部緩和し、同国居住者による海外投資を目的とする外貨購入を自由化する旨発表、即日実施した。この結果、居住者による海外直接投資(従来、準備銀行による許可制)および同証券投資(同、原則禁止)は準備銀行に対する事後届出を要するのみとなった^(注)(ただし、外為取扱い先は従来どおり商業銀行および外為専門ディーラーに限定)。

(注) 非居住者に対する為替管理については変更なし。

2. 本措置に関するラッセル準備銀行総裁のステートメントは以下のとおり。

(1) 今次措置の狙いは海外証券投資および海外事業会社設立の円滑化。

(2) これまで過大評価される傾向にあったニュージーランド・ドル相場が最近適切な為替水準へ軽寄せされ^(注)、また国内金利も市場実勢を反映するようになった点にかんがみ、従来の厳格な規制は不必要となった。

(注) 84年7月18日、同国政府はニュージーランド・ドルを通貨バスケットに対し△20%切下げ。

共産圏諸国

◆ソ連、1985年経済計画を決定

ソ連邦最高会議は11月27日、1984年経済実績見込みを発表すると共に1985年経済計画を採択した。これによると、84年については、鉱工業生産の伸びが計画を上回っ

ソ連の主要経済指標

(前年比・%、5か年計画は年平均伸び率)

	1982年 実績	1983年 実績	1984年 (注) 実績 見込み		1985年 計画	1981~85 年計画
			計	画		
国民所得	2.6	3.1	3.1	3.1	3.5	3.4
鉱工業生産	2.8	4.0	4.4	3.8	3.9	4.7
うち生産財	2.8	3.9	n.a.	3.7	3.9	4.6
消費財	2.9	4.3	4.5	4.0	4.0	4.8
農業生産	4.0	5.0	n.a.	6.4	6.7	2.5
投資総額	2.0	5.0	n.a.	5.2	3.4	2.0
工業の労働生産性	2.1	3.5	4以上	3.4	3.7	4.2
1人当たり実質所得	0.1	2.0	3.3	3.5	3.3	3.1
小売売上高	0.3	2.7	4.5	5.4	5.2	4.2

(注) 1月23日、閣僚会議報告では国民所得(実績)は+2.6%へ、鉱工業生産は+4.2%へ
それぞれ下方修正。

たものの、天候不順による農業の不作から成長率は前年並みとなった模様。85年計画は下表のとおり引き続き生産性の向上等経済効率の改善に重点を置いた全般的に控え目なものとなっている。このうち、農業生産については、84年が不作であっただけに前年比+6.7%と高めの伸びを設定。また、投資面では、農業・輸送・エネルギー部門のボトル・ネックの軽減を目指し、5か年計画(年平均+2%)を上回る伸びとなっている。

以上の結果、第11次5か年計画(1981~85年)期間中の平均成長率は+3%前後、鉱工業生産は+4%弱となると試算され、当初計画の伸び(それぞれ+3.4%、+4.7%)を若干下回る見込み。

◆中国、「経済体制の改革に関する決定」に基づく具体的施策を相次いで発表

中国は12月末にかけて、「経済体制の改革に関する決定」(10月20日)に基づく具体的施策を以下のとおり発表した。

(1) 計画管理体制、価格体系の改革関連

①農産品の政府統一売買の段階的廃止(12月31日)

——農産物価格の買入、売渡し価格の逆韻を解消し財政負担を軽減するため、農産品に対する政府の統一売買(49年以来実施)を段階的に廃止し、市場原理を導入。

——政府買付け対象品目数の削減(85年中、食糧、綿花、採油作物など29品目→10品目程度)。

②国家による生産管理対象工業品目数の削減(85年中、120余品目→60品目程度)。

(2) 賃金体系の正関連

85年1月以降小中学校教員の賃上げを実施。さらに、「その他すべての国家機関の職員に対しても近く賃金改定を行う」とも明らかにされている(1月2日)。

(3) 企業自主権の拡大関連(11月14日)

貿易公司(機能的には日本の商社に相当)の権限を拡大し、独立採算制を導入するとともに、日常業務については対外経済貿易部による管理を縮小。

◆中国、85年国債発行計画を公表

中国国务院は12月24日、85年の国債発行額を60億元(前年計画比20億元増)とする旨公表した。今回の発行増額については、「エネルギー、交通等、建設投資の増加や賃金引上げ等のためかなりの資金が必要となるため」と説明されている(なお、中国では81年以降国債を発行、84年までの発行総額は133億元く歳入に占めるウエイトは約3%>)。85年国債の発行要領は次のように改定された。

	85年国債	改訂前
(1) 期間……	5年	10年
	(すべて6年目に) (一括償還)	(5年間据置き後、 6年目から個人 購入分は抽選に より、その他は 5回均等償還。)
(2) 年間利回り……		
個人向け	9%	8%
団体向け	5%	4%
(3) 券面額……	5元、10元、50元、100元の4種類	同左
(4) 引受け先……	国営企業、集團所有制企業、地方政府、個人等。	同左
(5) 条件……	銀行融資の担保 とすることが可能。 能。さらに、個人	通貨としての使 用や売買は禁止。

購入分は銀行での割引きも可能。

なお、1,000元以上の個人購入者には、団体向け同様受取証を発行。

中国での手形による取引は49年に禁止された後、80年以降上海等の一部地区のみで認められていたが、今回の同行の決定により銀行口座を有するすべての法人に対して手形の使用が認可されることになった。

ただし、手形の割引きは銀行でのみ行われ、企業間の手形流通については今回の決定では許可されていない。

◆中国、4月以降全国的な手形使用を認可

中国人民銀行は12月17日、経済取引の活発化を図るため85年4月以降の全国的な手形使用の認可を決定した。